



## SB 30、AWGハイライト 2009年6月3日水曜日

午前中、SBIプレナリーが開催され、AWG-LCAは非公式プレナリーを行った。SBSTAは、条約関連の研究活動に関する協議を開催した。AWG-KP、SBI、SBSTAのコンタクトグループおよび非公式協議が1日中開催された。

### SBIプレナリー

**資金問題：**SBI議長のBratasidaは、この議題および資金問題に関する議論項目に関する合意をみたとして参加者に感謝した。

**資金メカニズムの第4回レビュー：**事務局は、各国が行っている資金のニーズ評価の進捗状況について、最新の情報を提供した。GEFは、UNFCCCとの関係強化が最優先であるとし、GEFは次のことを行っていると説明した：全ての新たな割当システムに関する新しい指標を模索、GEFの資金の分配をより公平にするための脆弱性指標の可能性を検証、各国が資金へのアクセスを得るための出先機関の数の増加を提案。

モーリタニアは、国別報告書作成に対しGEFから資金が得られないことを嘆いた。アルジェリアは、現在の経済危機を指摘、GEFの補てん金は、環境や気候変動に特に留意しながら経済発展を図る国のために集中的に使うべきだと述べた。米国は、GEFの効力改善努力を支持した。

**特別気候変動基金(SCCF)の評価：** Zahir Fakir (南アフリカ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が資金メカニズムの第4回レビューおよびSCCFに関するコンタクトグループの共同議長を務める。

**議定書の下での適応基金：**事務局は本小項目を提起した。SBI議長が関係者と協議し、結論書草案を作成する。

**組織上の問題：**締約国は、議題書の資金問題の中にSCCFおよび適応基金に関する2件の小項目を追加した上でこの議題書 (FCCC/SBI/2009/1) を採択した。

ニュージーランドはアンブレラ・グループの立場で発言、非附属書I諸国の国別報告書に係る温室効果ガス目録関連の活動という同グループが提案した議題小項目が受け入れられなかったことに、失望感を表明、次回のSBI会合でこの小項目の追加を提案すると述べた。ブラジル、およびG-77/中



国の立場でスーダン、議題項目追加の提案が必ずしもその承認を予断するものではないと指摘した。

**その他の問題：**アルゼンチンは、英国がその国別報告書の中にマルビナス諸島を加えたことに反対を表明、主権をめぐる対立が起きている地域だと指摘した。英国は、主権問題に疑義がないことからフォークランド諸島での排出量を含めたものだと反論した。

#### AWG-LCA 非公式プレナリー

**全般的なコメント：**各締約国は議長による交渉文書草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) に対する全般的なコメントの発表を続けた。アルジェリア、中国、ポリビア、インド、ブラジルなどを含めた非附属書I締約国は、条約の実施強化に焦点を当てる必要があると主張、条約やバリ行動計画 (BAP) とは合致しない概念やアイデアが盛り込まれたことに懸念を表明した。ポリビアは、この文書を交渉の土台と考える前に、条約と合致しない提案を分けるよう求めた。ブラジルは、条約に則ったものでない提案が盛り込まれるなら、コペンハーゲン会議の成功はおぼつかないと述べた。

インドは、条約を「書き直す」こと、途上国に法的に拘束力のある約束を課することには反対するとし、アルジェリアや他の諸国とともに、先進国の約束を軽減し、途上国に負担を転換することに警告を発した。中国とサウジアラビアは、先進国にも資金供与を求める提案に反対した。

インド、中国、サウジアラビア、シンガポール、その他は、先進国と途上国の区別をあいまいにさせる提案に反対した。シンガポールは、条約と同じ用語を用いる必要があるとし、「貧しい途上国」といった表現に反対した。

米国は、自国の提案は条約の条項と関連するものでありその構造を反映していると説明した。同代表は、各国の違いを認識する一方で、全ての締約国に適用される約束が必要であると、全締約国共通の行動を各セクションに盛り込むべきだと述べた。同代表は、2050年までといった長期の計画を策定し、全締約国による低排出戦略を含めるよう求めた。また同代表は、1990年以降の世界の変化を考慮に入れた動きのある合意の必要性を強調、附属書や付録に関する提案もこの文書に反映されるべきだと述べた。

アルジェリアは、世界的な目標と附属書I諸国の緩和約束、そしてNAMAsに対する附属書II諸国の支援との関係に注目した。パラグアイは、責任の定義改定に反対し、歴史的な責任に現実的に取り組むには、附属書I諸国が、2020年から2050年までの間に排出量を45-95%削減する必要があると述べた。同代表は、最も脆弱な人々の権利を考える必要性を強調した。



ガーナは、アフリカの脆弱性を適切に反映させ、適応にもっと力点を置くべきだと主張した。同代表は、クロスカッティング・イシューとしてのキャパシティビルディングに注目、コペンハーゲン以後でも詳細について議論するとの項目を歓迎した。トーゴは、途上国が利用できる資金源の問題など、適応措置の実施を保証するよう求めた。タンザニアは、気候変動の影響による生命や機会、土地の喪失に対する補償を求めるとともに、地球社会に対するサービスについても補償するよう求めた。

ベネズエラは、適応や資金、技術移転に関するものなど、まだ守られていない義務に特に焦点を当てるよう求めた。コロンビアは中南米諸国を代表し、資金のセクション、特に資金源の項目の強化を支持した。スイスは、資金問題を重要な横断的テーマとして注目、世界的なCO<sub>2</sub>税という自国の提案が盛り込まれたことを歓迎した。同代表は、REDDプラスを議論する適切なプラットフォームを確保する必要があると述べた。

ノルウェーは、MRVの重要性を強調、森林および炭素回収貯留（CCS）に関する確固としたメカニズムの必要性を説いた。同代表は、REDDプラス、革新的な資金メカニズムおよびバンカー燃料に関する同国の提案に注目するよう求めた。

サウジアラビアは、化石燃料依存諸国が直面する困難および対応措置の影響結果の可能性に言及することを支持した。また同代表は、CCS技術の途上国への移転などCCSの適正な扱いを求め、「低炭素」経済よりも「低排出」経済という表現にすることを希望した。ベラルーシは、最終文書では、技術へのアクセスなど経済移行国のニーズも検討されるべきだと述べ、ロシアもこれを支持した。

ロシアは、AWGs間の機能面での関係の必要性を強調した。同代表は、新しい組織的なメカニズムに関して「膨大な数の提案」があることに注目、それぞれのガバナンスの影響について議論する必要があると指摘した。同代表は、森林の役割強化の必要性を強調、NAMAsの法的な形式などNAMAsの重要性を説いた。オマーンは、両AWGs結合の提案に反対し、AWG-LCAでの作業は条約とBAPに基づく必要があると主張した。

ニュージーランドは、資金や組織の拡大など、文書の官僚的な特色を指摘、組織構成から一步退き、形式を考える前に機能について考えるよう求めた。同代表は、簡略な共通ビジョンを求め、資金問題をより効率的にまとめ、目録の報告を強化し、NAMAsに報告用のテンプレートを含め、NAMA取引に関する提案を盛り込むよう求めた。



パキスタンは、NAMA登録簿の提案に対する警戒感を表明、そのような登録簿には資金メカニズムが必要であると指摘、資金のセクションで登録簿に言及することを提案した。また同代表は、「気候に弾性のある開発」などといった新しい用語をまとめた用語集を提案した。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、取り上げられたテーマをまとめ、この文書の中で、各提案が正確に表現されているかどうか、文書の構成と記載順序、提案が条約およびBAPと合致しているかどうか、AWG-KPでの議論との関係などを指摘した。同議長は、この成果の法的な形式に関し非公式協議を開催すると述べた。

**適応：**その後、締約国は適応に関する文章についてコメントした。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、この文書では、途上国に適応実施の負担を課しており、計画の策定と評価に過度の焦点を当てているとして、遺憾の意を表した。クック諸島はAOSISの立場で発言、SIDSのニーズの緊急性が十分持ち込まれていないとし、具体的な適応活動の実施を主な目的とするべきだと述べた。南アフリカはアフリカグループの立場で発言、緊急に行動を起こす必要性を強調、資金規模の拡大と2020年までに700億ドルという目標値を伴う、適応に関する国際的な総合プログラムを求めた。アルゼンチンは、適応の枠組はすでに条約の下で創設されているとし、文書は具体的な行動を中心とするべきだと述べ、先進国による適応行動への援助は拘束力のあるものだが、適応行動自体は法的な拘束力がないことを強調した。同代表は、持続可能で明確に特定できる資金源への直接的なアクセスを求めた。

日本は、誰が何をいつやるのが決める必要があり、すぐにもできることは何かに焦点を当てるべきだと主張した。同代表は、汚染者負担原則への言及には途上国の排出者も含まれるかどうかを問い、いくつかの提案に対する懸念を表明、この中には、法的な拘束力のある適応枠組、ODAに追加的な新しい予測可能かつ適切な資金源、適応に関する委員会または補助機関などの提案が含まれた。カナダは、損失や被害に対応し、極端な気候現象の後に資金を提供する保険についての言及に懸念を表明した。オーストラリアは、適応枠組を拘束力のあるものにするかどうか、適応行動の定義、枠組の対象となる諸国の分類、枠組がCOPの権限の下のものであるかなど、合意の必要な問題に焦点を当てた。

メキシコは、適応を各国およびセクター別の開発計画に統合する必要があると主張した。米国は、特に、適応の開発戦略や開発計画への統合、全締約国共通の適応義務を含めることを支持した。同代表は、提案されている適応の附属書を本文に入れるよう提案、資金面の提案の合理化、リスクとリスク削減メカニズムの議論を適応行動や組織アレンジの議論とそれぞれ統合することを提案した。



同代表は、保険基金の提案は、リスク移転メカニズムという保険の特性を反映するものではないとして、この提案への不支持を表明した。

サウジアラビアは、対応措置の影響でも適応に言及することを求めた。ノルウェーと日本は、対応措置は緩和のところで議論されるべきだと述べた。ノルウェーは、国主導のプロセスとしての適応を主張、文書に各国の所有権と責任を反映させる必要があると述べた。アイスランドは、性差別への配慮を適応枠組の指針の1つとすることを主張した。エクアドルは、性による違いへの配慮と世界的なそして各国国内での社会的不公平に注目することを求め、特に脆弱なグループを認識したことを歓迎した。同代表は、生態系に焦点を当てる手法、地域社会レベルでの適応、資金、REDDプラスに注目した。

#### SBSTA

SBSTA議長のPlumelは、研究に関する協議を開催、条約に関係する科学面の発展をSBSTAに情報提供するよう、研究計画に対して要求している決定書（FCCC/SBSTA/2007/4）に留意した。

地球系科学パートナーシップ（Earth System Science Partnership）のRik Leemansは、排出パターンの変化に注目、現在の排出量の大半が途上国からのものだと指摘した。同氏は、そうはいても、米国やEUからの排出量がGHGsに占める割合は不釣り合いだと指摘した。Leemansは、最近の研究により海洋の酸性化や気温上昇のプロセスを取り巻く不確実性が減りつつあると指摘、こういった現象は、生物多様性を失わせ、魚類資源の生産能力は30–40%削減される可能性があるとして指摘した。また同氏は、黒色炭素が反射能力と氷の融解に与える影響に関する新しい研究、急速な進化を示す生物種の行動の変化、アマゾン流域の乾燥化が絶滅のレベルに与える影響などに注目した。

研究大学の国際連盟（International Alliance of Research Universities）のKatherine Richardsonは、新しい総合的な科学評価について発表し、これはIPCC AR4以降の最新のものであることを強調した。同氏は、主要なメッセージに焦点を当てた：たとえば、GHGの排出レベルと多くの気候面の要素がIPCCの範囲の上限に近付いている、海水面の上昇が予想を超える速さで進んでおり、2100年には1mに達する可能性がある、人間社会も生態系も気温の変化にはこれまで考えられたよりも脆弱である、必要な科学的根拠や政策ツールはそろっていることから、行動を行わない理由はないことである。

IPCCのJean-Pascal van Yperseleは、AR5に向けたIPCCの作業について発表した。同氏は、新しい証拠が積み重ねられており、過去の結論を確認できた分野に焦点を当てた。Van Yperseleは、IPCC報告書の政策関連性を、政策規範とならない形で向上させ、別の新たな疑問点に答えるとともに、途上国の参加を拡大することの重要性を強調した。



国際START事務局のJon Padghamは、政策策定、訓練、研究能力向上、博士課程およびポスト博士課程での研究支援、WMOやIPCCおよびUNEPとの協力など、関連する活動について報告した。

欧州委員会のElisabeth Lipiatouは、第7回研究開発枠組計画について報告、これは500億ユーロの予算をもち、39カ国からの寄付を受け、気候変動や気候の影響のモニタリングや予測、政策オプションの分析、気候に優しい技術の展開に対し資金援助を行うと述べた。

地球規模の変化の研究に関する汎アメリカ研究所 (Inter-American Institute for Global Change Research) のHolm Tiessenは、畑から取り除かれ、燃料として利用されることが多い農業作物の残滓について論じた。同氏は、作物の残滓の除去は、土壌の生産性を損ない、農業の収率を減少させるとし、このような作物の残滓は、「フリー」なエネルギーではないと述べた。

地球規模の変化の研究に関するアジア太平洋ネットワーク (Asia Pacific Network for Global Change Research) のAndrew Matthewsは、地域的な影響を理解することは、難しい課題であり、現在の研究能力には限界があると述べた。同氏は、300名を超える科学者を訓練した地域プログラムについて説明し、英語以外の言語で科学者と政策立案者との協議を推進することの難しさを論じた。

その後の会議で、参加者は、特にキャパシティビルディングの必要性についてコメントしたほか、政策立案に科学知識を活用するための技術的な専門性、気候の影響や適応、気候のフィードバック、転換点の定量化に関する科学的な理解の推進についてコメントした。数名のパネリストは、社会科学が気候の研究に十分取り入れられていないことを嘆いた。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**附属書I排出削減量 (AWG-KP) :** 午前中のコンタクトグループで共同議長のLeon Charles (グレナダ) は、附属書Iの全体的排出削減量の範囲について議論することを提案した。

EUは、2020年までに40%という全体削減量の提案は、地球の気温上昇を2 以下に制限できる確率を50%としたモデル研究に基づいていると述べ、500ppmを超える可能性があるが、その後濃度は今世紀後半に450ppmまでさがると説明した。また同代表は、経済シナリオによるとこのためのコストは負担可能な範囲であり、先進国は比較可能な努力を行うとともに、途上国もそれぞれの能力や責任に応じた貢献をすると述べた。

EUは質問に答えて、この目標ではCDMの継続を想定しているが、LULUCFは規則が不確定なことから、考えに入っていないと説明した。また同代表は、30%の目標には途上国が含まれていないと述べた。ニュージーランドは、この目標は2020年までの削減であると指摘、第2約束期間について



の提案の多くが、2013-2017年としており、第2約束期間の目標をどう策定するか質問した。EUは、2017年の数値計算には、線形削減方式を用いると答えた。

午後の非公式協議では、質疑応答方式がとられ、各国が次の提案を行った：附属書Iの全体排出量目標には、多くの締約国から、提案された目標の想定条件や原則、用いられた情報に関する質問が浴びせられた。締約国は、特に、科学的な根拠、公平性、LULUCFの規則、メカニズム、バンカー燃料、遵守コスト、能力の配分、途上国への影響について疑問を呈した。

**その他の問題 (AWG-KP)：**スピンオフグループは、LULUCFについて議論するため非公式に会合し、このグループでの議論の進め方について討議した。締約国は、共同議長が木曜日の議論に向け新しい文書を作成し、これに議長文書 (FCCC/KP/AWG/2009/8) の提案および締約国が提出した他の具体的な法的文書案の両方を含めることで合意した。

その後湿地の定義に関する議論に移り、検討する必要がある項目として次のものを挙げた：排出源と吸収源に関する共通用語の可能性、湿地を広範に定義するかピート湿地 (泥炭地) に焦点を当てるか、人為的な影響のシグナルを明確にする手法論問題。

**可能な影響結果 (AWG-KP)：**コンタクトグループの会議で、共同議長のPaul Watkinson (フランス) は、附属書VIの文書 (FCCC/AWG/2009/5) を8つのクラスターにまとめ、これに基づき、議論を進めることを提案した、すなわち過去の作業に基づく問題と首尾一貫性の問題、影響結果の範囲とそれへの対処の複雑性、議定書の関連条項、ガイドライン、最も脆弱な国家、検討されるべき要素、影響結果の理解、技術面での協力という8つのクラスターである。

締約国は議論の後、この提案について合意した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言、8つのクラスターが次の論理的なパターンをとることを提案した：すなわち理解の深化、ガイドラインとベストプラクティス、設計と選択の問題、実施。共同議長は金曜日までに新しい文書を作成する。

また締約国は、COP/MOP決定書の作成に向けた作業とするか、AWG-KP結論書を作成するか議論した。EU、ニュージーランド、日本、オーストラリアは、成果文書の特徴を決定するまでにその内容に注目したいと述べた。

**予算 (SBI)：**コンタクトグループで事務局は、2010-2011年の2年度予算案 (FCCC/SBI/2009/2 and Add.1 and 3) について説明した。事務局は、特に強化が必要な分野として次のものを挙げた：条約締約国が提出した情報の報告書作成とレビュー、資金源の活用、特に途上国による活用の推進、炭素市場の役割促進、法的な助言、会議サービスと情報。また事務局は、節減が見込まれる分野も挙げた。



オーストラリアとニュージーランドは、報告作成とレビューを優先させた。ナイジェリアはG-77/中国の立場で発言、決定書ならびにコペンハーゲンでの成果に基づく活動の追加は、一定の予算規模拡大を正当化すると指摘した。メキシコは、貢献度達成を難しくするような制約条件について繰り返し言及、さらなる節減が可能な分野の探究を事務局に要請した。

午後、国際取引簿( International Transaction Log (ITL) )に関する別な議論が行われ、Douglas Forsythe (カナダ) が進行役を務めた、事務局は、2010-2011年度のITL予算案を最適化し、課題を解決するための複数の措置を紹介した。

**技術移転 (SBI/SBSTA) :** コンタクトグループではその作業の構成が議論の中心となった。共同議長のHolger Liptow (ドイツ) は、8つの検討されるべき文書があると説明、このグループでは、報告書を念頭に置く一方で、これに関する議論を深めるよりもAWG-LCAに送ることを提案した。

一部の締約国は、文書に関する部分的な議論を望んだ。G-77/中国は、この文書をAWG-LCAに委ね、これに含まれる提案の検討を要請するよう提案した。

共同議長が結論書草案を作成する。

**REDD (SBSTA) :** コンタクトグループの議論で、多くの締約国は、森林の保全や持続可能な管理、森林の強化に関する手法論について議論を重ねる必要があると指摘した。パナマは、「実施コスト」に関するテクニカルペーパー (FCCC/TP/2009/1) に注目、途上国の半数以上は国家GHG目録を完成させておらず、この作業を完成させるには資金援助が必要であると指摘、多くの国では、過去の排出量データもそろっていないと指摘した。ブラジルは、正味の計算とグロスの計算で手法論問題が異なると指摘した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言、REDDに関するCOPの議題項目を加えて、異なる組織で並行した議論を行うことを提案した。米国は、次の項目について決議が可能であると指摘した：IPCCガイドラインの利用、第3者がレビューする確固とした透明性のあるモニタリングシステムの必要性。オーストラリアは、段階的手法が必要なことでは合意しているとし、各国はそれぞれ異なる能力と状況を抱えていると指摘した。共同議長のRoslandは木曜日の会議をモニタリング中心のものとするよう提案した。

**条約の下でのキャパシティービルディング (SBI) :** 共同議長のHelmut Hojesky (オーストリア) は、このコンタクトグループはこの会議でキャパシティービルディング枠組のレビューに関する最終文書を決定し、COP決定書案を作成するべきだと述べた。同共同議長は、このグループではこれま





でのレビューの進捗状況を評価し、キャパシティビルディングでのギャップや教訓を明らかにするべきだと述べた。同共同議長は、関連するAWG-LCAでの議論に注目し、重複を避ける必要があることを強調した。

事務局は、キャパシティビルディング活動のモニタリングや評価での実績指標の利用経験と教訓に関する統合報告書の要点を検討した。(FCCC/SBI/2009/5)米国は、統合報告書について、だれに調査票を送ったのかわかることを求め、途上国からの調査表の数の多さに強く印象づけられたと述べた。同代表は、2国間の努力や南-南の協力を拡充するべきだと述べた。タンザニアはG-77/中国の立場で発言、途上国のキャパシティビルディングのニーズが達成されていないとし、成否はどのように図るのかと質問した。同代表は、提案されているNAMA登録簿など、新しい体制の下でさらに多くのキャパシティビルディングのニーズを明らかにし、推進するべきだと述べた。EUは、寄贈国の協力強化を求め、国連機関同士で作業をし、多くの利害関係者や現地の行動者がキャパシティビルディングに参加するよう要請した。オーストラリアは、モニタリングや評価、実績指標の開発は国家主導で行われるべきだと述べた。

**議定書の下でのキャパシティビルディング(SBI)：**共同議長のHojeskyは、次回の非公式会議での議論に向け、決定書29/CMP.1に記載するとおり、CDMプロジェクト参加に関係したキャパシティビルディングの優先分野を検討するよう、参加者に求めた。

**特権と免責(SBI)：**Chair Tamara Curll(オーストラリア)は、議定書の構成組織に務める個人の特権と免責に関する適切なアレンジを検討するとのマンデートを想起した。同氏は、このコンタクトグループが処遇案のCOP/MOP 5への送致に焦点を当てることを提案し、処遇案の文書は2013年以降に関する文書の一部として2009年6月17日までに各締約国に連絡する必要があると指摘した。

国連本部の法律専門官は、1946年の国連の特権と免責に関する条約第VI条に注目、新しい条約においても議定書の改定案においてもこのVI条の規定を反映させることを提案した。

EUとオーストラリアは、処遇の問題は2013年以降の合意の一部であるべきだと述べた。ツバルは、「独立した合意」の採用を希望し、コペンハーゲンでの成果文書がまだ明確になっていないと説明した。中国は、コペンハーゲンの成果文書に予断を与えると警告し、議定書の改定を希望した。EUは、このグループが、中身の議論を中心とし、今後の段階での形式に関連した問題の検討を提案した。

議長のCurllは、特権と免責を受けるべき構成組織について、さらに議論し、特権と免責の性質も検討することを提案、参加者もこれに同意した。



## 廊下にて

水曜日、会議を終えるなり廊下に出て、マリティームホテル全体に分散して行われた協力グループの会合に急ぐ参加者であふれていた。締約国は、コンタクトグループや非公式会議の拡散で協力し合うことが多かった。AWG-KPの排出削減量グループによる非公式の「質疑応答」から出てきた参加者の一人は、非公式会議を「明確化」会議と評せるだけの時間立ち止まり、「合意しているのかどうかはわからないが、少なくともお互いの理解は進んだ」と説明した。

プレッシャーを感じている参加者も何人かいたようで、一部のものは、各組織間での議論の重なりに対する焦燥感を口にした。「何でSBIでもいまだに適応を議論しているのだ、午前中いっぱいAWG-LCAで議論したばかりだということに」とため息をつく参加者もいた。「コペンハーゲンで必要な時間をとろうというなら、議題項目の一部はそろそろ置いておいてもよいのではないかと」。

多くの参加者は、進展状況があったかどうかコメントするのを躊躇していたようで、その辺の話をするのは時期尚早だと言っていた。一部のものは、木曜日に予定される法的形式に関するAWG-LCAの非公式会議への期待感を示した。

REDDおよびLULUCFの議論が進められる中、「森林クラブ (forest club)」が今日初めてお目見えした。REDDコンタクトグループの後ろでは、「いったい何を話しているんだ」と当惑した表情のオブザーバーのささやきが聞かれた。仲間が「かれらは自分たちだけの言語で話しているのだ」とささやき返していた。火曜日のAWG-KPプレナリーで、あるアフリカの代表がLULUCF専門のスピノフグループを迎えて言った言葉がおそらく当を得ているのだろう、「一般的には、これらの交渉担当者は、まったく異なる人種だ」と。

GISPRI 仮訳

-----  
This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress



*Earth Negotiations Bulletin*  
*SB30*

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



**財団法人 地球産業文化研究所**

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301